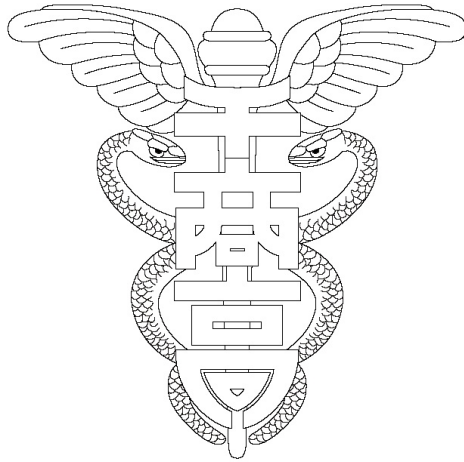


千葉県立千葉商業高等学校 定時制の課程

いじめ防止基本方針



いじめ防止対策委員会（定時制）

1 基本理念

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条 (定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

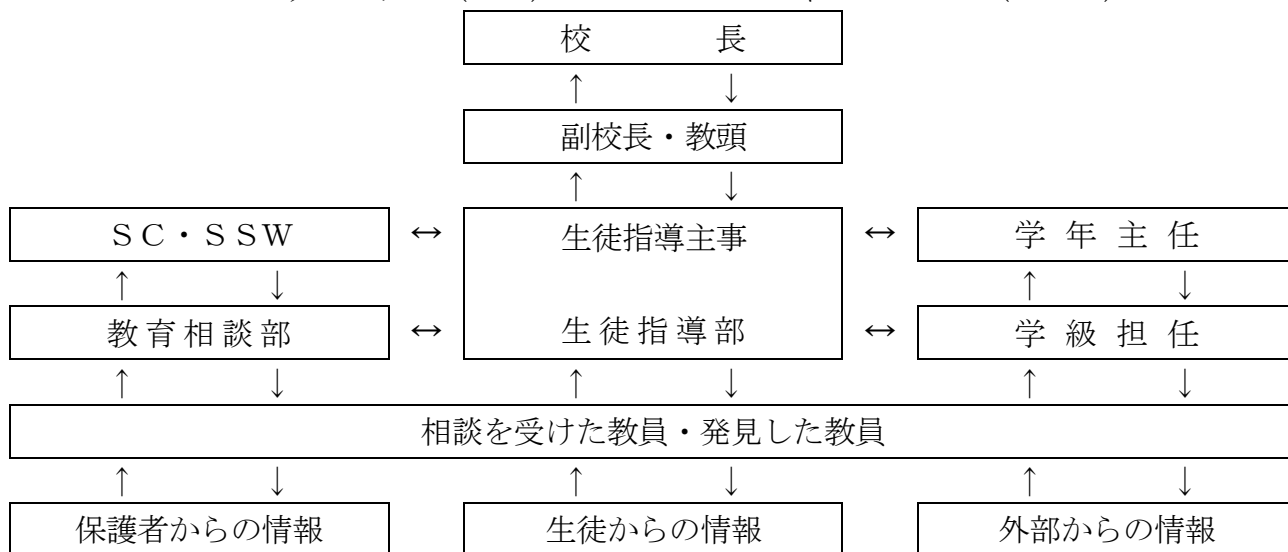
生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。生徒の生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。生徒にとっていじめが心身に及ぼす影響は非常に大きく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与える。

- ア. あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- イ. 生徒が主体となり、いじめのない生活の場を形成する意識を育むため、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導・支援する。
- ウ. いじめはどのクラス・生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう正確で丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わず、保護者・関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- エ. いじめは絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに『いじめ防止対策委員会』のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- オ. 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的にアンケート調査や個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

2 学校いじめ対策組織

(1) いじめ対策組織図

委員：校長・副校長・教頭・生徒指導主事・教育相談部・学年主任・該当担任
 スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）



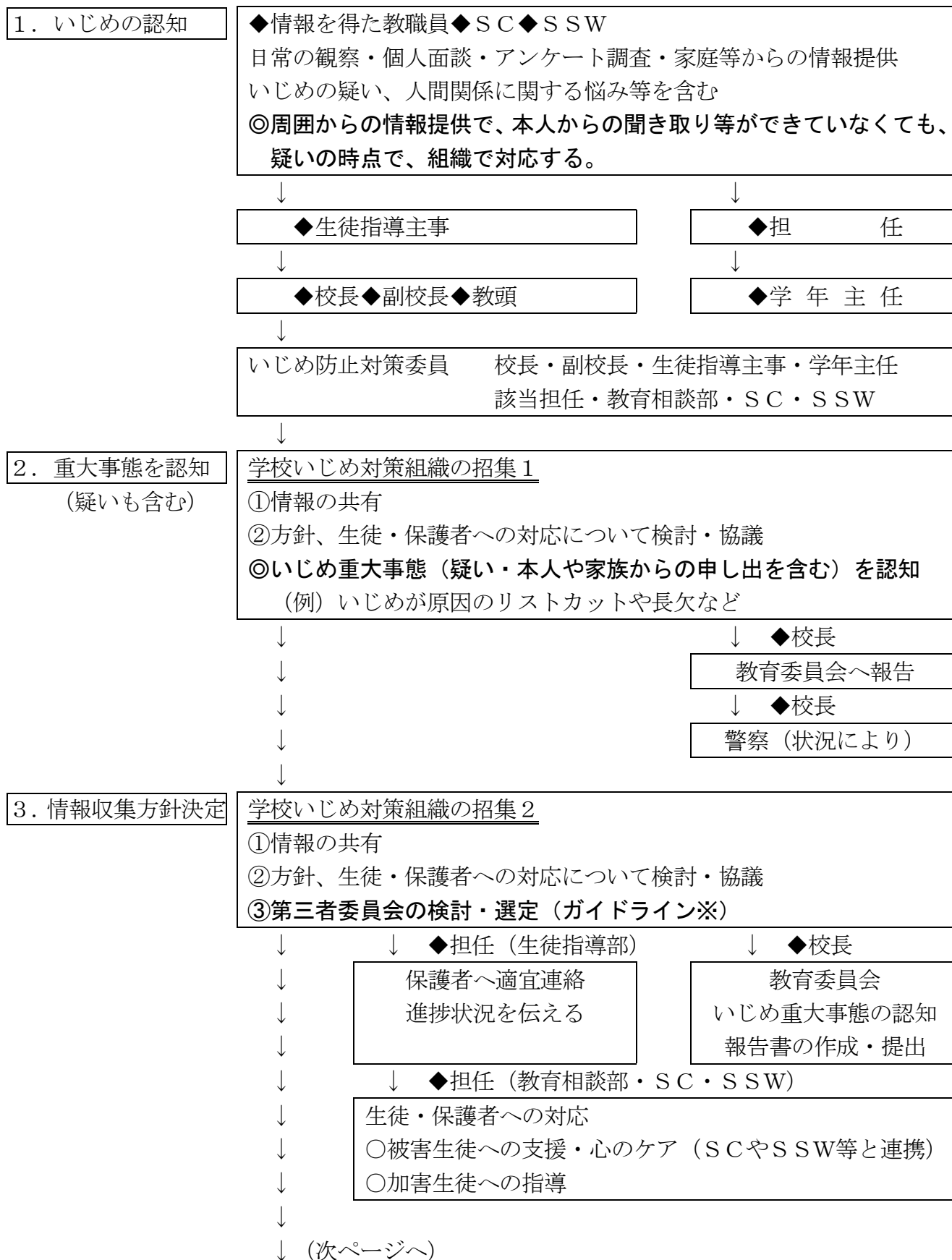
(2) 役割

- ア. 校長 校内巡視等を通して的確に状況を把握し、必要に応じて指導する。また、会議や研修会の実施のため、校内研修や諸会議の見直しを図り、計画的に実施する。
- イ. 副校長・教頭 学校いじめ対策組織の運営、および運営に関する指導・助言、共通理解のための会議・教育相談を実施する。
- ウ. 生徒指導主事 取り組み全体のコーディネーターとして具体的な対応への指導・助言や連絡・調整を適切に行う。
 - (ア) 各主任・主事やSC、SSWとの連絡・調整
 - (イ) 関係機関との連携等
- エ. 生徒指導部 関係生徒への事情の確認やいじめに関するアンケート調査を実施し、教職員への情報提供を行う。
- オ. 教育相談部 いじめの相談や通報の窓口としての役割を担う。SCやSSWと協力をして、外部諸機関と連携を図る。
- カ. 学年主任 学年での情報の共有を図り具体的な方策を実施する。いじめ問題に関して各学級での取り組み状況の把握と指導・助言を行う。
- キ. 担任 関係生徒への事情の確認や保護者への連絡を行う。他の関係職員と情報を共有しながら行う。
- ク. SC 生徒・保護者からの相談を受け、教員と生徒・保護者の共通理解の仲立ちを行うとともに、被害生徒の心のケアを行う。
- ケ. SSW 生徒・保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図るとともに、必要な情報を共有する。

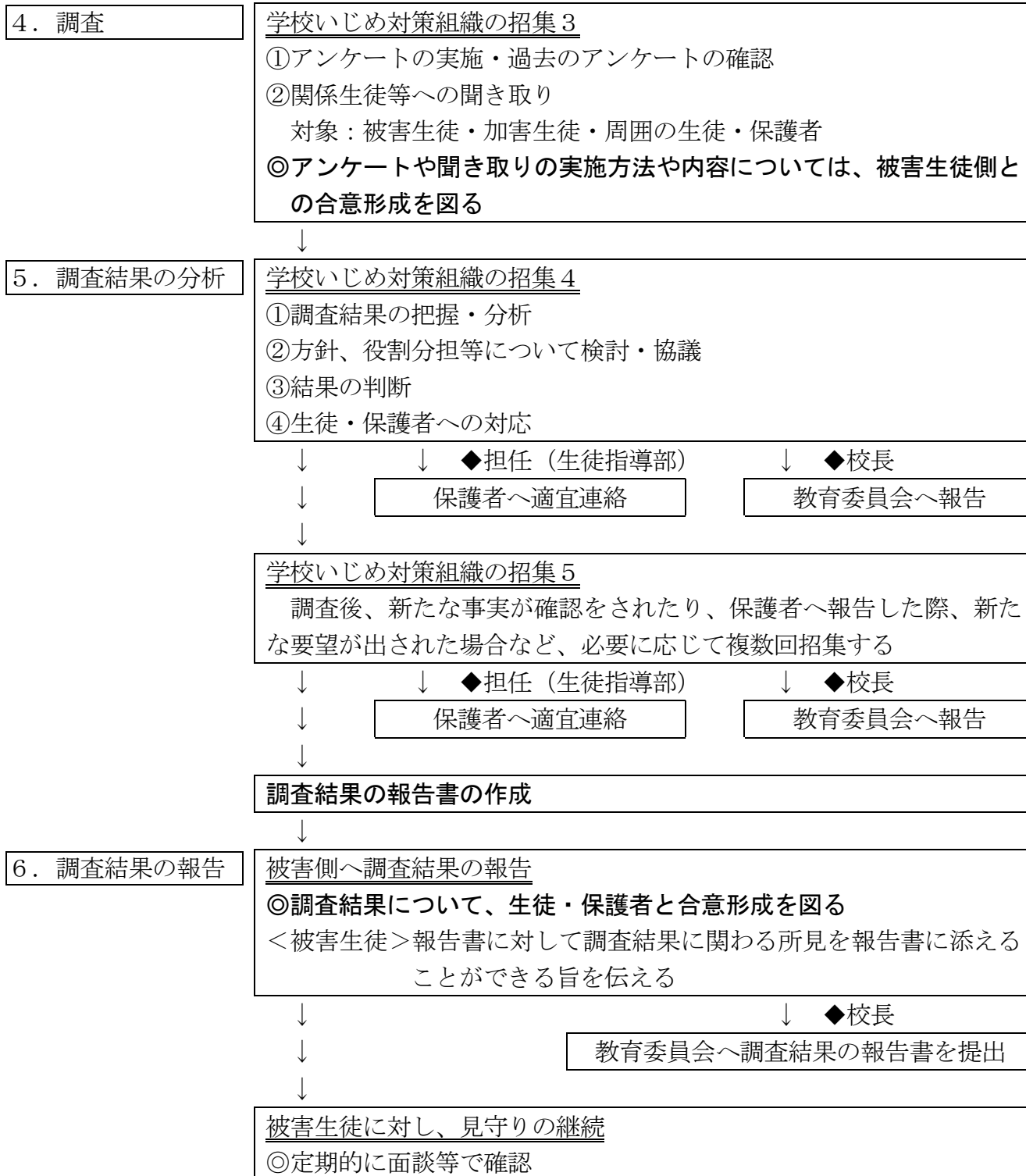
※ 組織の構成については、協議や対応する内容に応じて適宜柔軟に対応する。

3 いじめへの取り組み

(1) いじめ対応フローチャート



↓ (前ページから)



※ ガイドライン：いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

※ SC：スクールカウンセラー

※ SSW：スクールソーシャルワーカー

千葉県教育委員会学校安全保健課・児童生徒課（043-223-4089）

千葉中央警察署（043-244-0110）

(2) いじめの未然防止

生徒が安心して生活できる学校づくりを目指し、生徒が主体となっていじめのない学校を形成する意識を育み、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導する。いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめを未然に防ぎ、発生した場合は早期に解決できるよう保護者や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

ア. いじめ防止の取り組み

- (ア) いじめを絶対に許さない雰囲気を作り、いじめの把握に努めるとともに、組織的に取り組む。学校全体で暴力や暴言を排除する。
- (イ) インターネットを通じて行われるいじめに対して、必要な啓発活動を行い効果的に対処できるようにする。
- (ウ) 道徳教育・いのちを大切に作るキャンペーン・SOSの出し方に関する教育・豊かな人間関係等のプログラムをLHRや全体集会の中で計画的に実施する。
- (エ) 相談窓口の設置やアンケートを実施し状況の把握に努める。
- (オ) 保護者には、誰もがいじめの加害者にもなりうることを説明し、生徒がいじめに荷担しないよう注意・指導を働きかける。

イ. 教職員の未然防止チェック項目

- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしていない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 生徒の自発的な活動を育み支援している。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 部活動等で競争意識や勝利至上主義が過度にならないよう気を付けている。
- わかりやすい授業、充実感もてる活動が行われている。
- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。
- 日頃から生徒の様子について保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- 学年通信等で、学年・学級の取り組みの様子が保護者に理解されている。

(3) いじめの早期発見

ア. いじめの実態把握に関する取り組み

- (ア) いじめを早期発見するため、定期的なアンケート調査やその他の必要な措置を講ずる。
- (イ) インターネット上で行われるいじめに対しては、学校ネットパトロールや関係機関と連携しながら、早期発見・早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進により生徒のいじめに対する意識の向上および保護者への啓発に努める。

イ. いじめを認知するための環境整備

- (ア) 生徒・保護者並びに教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制を整備する。
- (イ) 外部相談機関（千葉県子どもと親のサポートセンター・24時間子供SOSダイヤル・千葉県警察少年センター・SNS相談@ちば等）・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談部と連携を図り、いじめの早期発見に取り組む。
- (ウ) 教職員に対しいじめ防止等に関する研修を実施し、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

ウ. 保護者との連携

- (ア) 生徒の様子に変化が見え、気になる場合や心当たりがある場合は、速やかに保護者と連絡を取り合い連携を図っていく。

エ. 保護者との連絡手段

- (ア) いじめに関して保護者との連携を図るために、アンケート調査を年間2回（7月・12月）実施する。
- (イ) 保護者面談の実施や家庭への電話連絡などを連絡方法とする。

オ. いじめ早期発見のための日常的な取り組み

- (ア) いじめに関する些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう努める。
- (イ) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめの早期発見を徹底する。
- (ウ) アンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(4) いじめの相談・通報

いじめの相談・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核として、被害生徒に速やかに対応し守り通すとともに、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解、保護者との協力、関係機関や専門機関との連携により再発防止に向けて適切に指導する。

ア. 校内における相談・通報体制

- (ア) 教育相談の部署内にいじめ相談の相談窓口を設置し、年度当初に生徒に周知する。教育相談の担当職員はスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連絡をとりながら、クラス担任・当該学年の学年職員と連携を密にする。
- (イ) 保護者からの相談は、基本的には担任が窓口となるがいじめ相談の相談窓口があることを保護者に周知する。
- (ウ) ホームルーム・学年集会などを通じ、いじめについて『はなす勇気』について触れ、いじめの相談や通報がみじめなこと、恥ずかしいことではないことにあらゆる機会を通じて生徒に周知徹底させる。
- (エ) 生徒指導部は、教育相談部やスクールカウンセラー等と連絡を取りながらいじめの早期発見に努め、またいじめが発生した場合に適切に対処する。

イ. 学校以外はいじめ・相談窓口

学校外部諸機関	電話番号
千葉県子どもと親のサポートセンター 千葉県稲毛区小仲台 5-10-2	0120-415-446
24時間子供SOSダイヤル (千葉県教育委員会)	0120-0-78310
千葉市青少年サポートセンター 千葉市中央区中央 3-10-8	043-227-7830
千葉市警察部 千葉市中央区長洲 1-9-1	043-202-5198
LINE/SNS相談@ちば (千葉県子どもと親のサポートセンター)	

(5) いじめを認知した場合の対処方法

ア. いじめ調査対応上の注意

(ア) いじめの調査にあたっては、次の点について十分注意を払う。

- a. いじめ被害者の心情をふまえ、被害にあった生徒および保護者に徹底して守り抜くことを伝える。
- b. いじめ被害者の不安な点を聴取し、速やかに具体的な対応策を講じる。
- c. いじめ加害者や周辺生徒が、いじめ被害者やいじめを発見・通報した生徒に圧力をかけることの無いように配慮をしながら、聞き取り調査を行う。

(イ) いじめの調査結果については被害生徒・保護者に情報を提供する場合があることをふまえて行う。

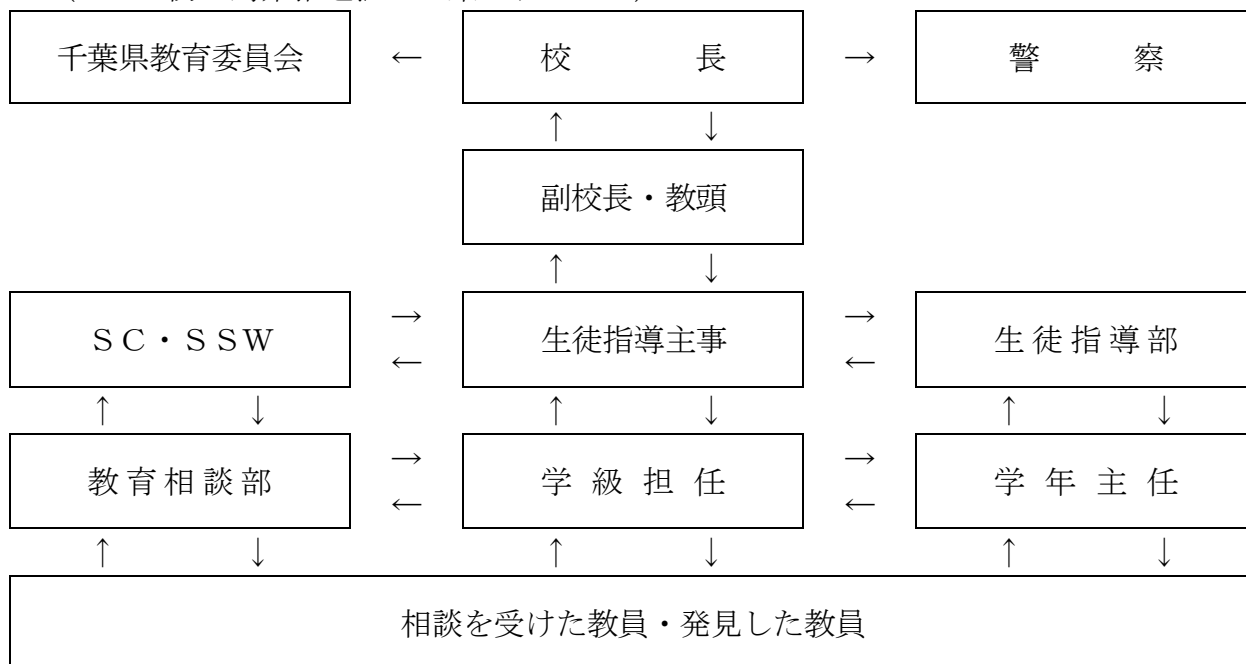
- a. 聴取にあたって、休息や食事時間に配慮する。
- b. 聴取にあたって、暴言や威圧等の不適切な聴取方法を行わないよう注意する。

(ウ) いじめは犯罪行為として取り扱われるべきものであることをふまえて、警察に通報することをためらわない。

- a. 警察や教育委員会等との連絡は管理職にゆだねるものとする。
- b. 被害生徒のために必要があれば、医療機関とも相談をする。

イ. 連絡体制および警察等関係機関との連携

(いじめ防止対策推進法 23 条 2 および 3)



※ いじめの被害生徒・保護者およびいじめの加害生徒・保護者には担任（生徒指導部）より連絡する。

※ 必要により、教育相談部やSC・SSWから医療機関に連絡する

(6) 指導について

- ア. いじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に関わる事実の有無を確認するための措置を講ずる。
- イ. いじめがあったことが確認された場合にはいじめをやめさせ、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導および支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関やスクールカウンセラーが連携をしながら指導・助言する。
- ウ. いじめの加害生徒については、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせ、いじめの被害生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- エ. 保護者間での争いが起きることのないよう、いじめの事案に関わる情報を保護者と共有する。加害生徒に対しては、特別指導等の対象になることをあらかじめ生徒・保護者に周知する。
- オ. 教育上必要があると認めるときは学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該生徒に対して懲戒等を行うものとする。
- カ. 当該生徒だけでなく、観衆・傍観者に対しても継続的に指導する。また、教育上必要があると認めるときは特別指導等を行う。
- キ. いじめには、生徒の生命・身体または財産に重大な被害を生じることや、犯罪行為として、ただちに警察に通報が必要となるものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報し、警察と連携した上で学校として適切な指導・支援を行う。

(7) 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア. 重大事態の報告

※ いじめ対応フローチャート参考

イ. 調査を行うための組織

事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に関わる調査を行うために、速やかに組織を設ける。

ウ. 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、学校・教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るためのものである。

(ア) 被害生徒からの聴き取りが可能な場合

被害生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、被害生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、アンケート用紙の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに加害生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、被害生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

(イ) 被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、被害生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられる。

エ. 調査結果の提供および報告

(ア) 被害生徒およびその保護者への適切な情報提供

被害生徒・保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告をする。

9 公表，点検，評価等について

誰からも信頼される高校を目指し、いじめ防止等についても地域とともに取り組む必要がある。策定したこの基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、開かれた学校づくり委員会やPTA総会などを利用して、保護者や地域に対しての情報発信に努めていく。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、年度毎にいじめに関する調査を行い、この基本方針に基づいた対応を行っていく。さらに、この基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、保護者・生徒・所属職員等で評価を行い『いじめ防止対策委員会』を中心に点検し、必要に応じて見直していく。